

◇ ソフトウェアの資本的支出に対するIT投資減税

Q : 当社は、市販のパッケージソフトウェアを利用して、販売管理システムと財務管理システムを導入していましたが、今年度から、新たに債権管理システムを導入することにしました。この場合の導入費用はIT投資減税の対象となりますか？

A : 新規システムの導入は次の①に該当しますので、IT投資減税の対象となります。

【解説】

「IT投資減税」は平成15年度税制改正で創設された制度です。この制度の適用対象資産となるソフトウェアには、新規に取得したもののみならず、「大幅なバージョンアップをした場合に資本的支出とされるもので、新たなソフトウェアの製作とみることができるもの」も含まれるとされています。

この場合、資本的支出の判断基準が難しいところですが、一般に販売されているパッケージソフトウェアについては先頃公表されました「一定の客観的基準」が目安になります。①独立性の高い新規の機能が付加された場合であって、それ自体が新規のソフトウェアとしても遜色なく、加えて、その資本的支出部分が単独でも販売されている。

②追加される新規機能単独では販売されていないが、その内容は①に準ずるとみなせる。

③ソフトウェアの構造そのもの（仕様や技術）が抜本的に変更されており、新規のソフトウェアの取得と同等とみなすことができる。

この①～③いずれかの基準に該当すれば、「IT投資減税」の対象となります。

